

手数料額計算書の記載例

（複数建築物に係る性能向上計画認定）

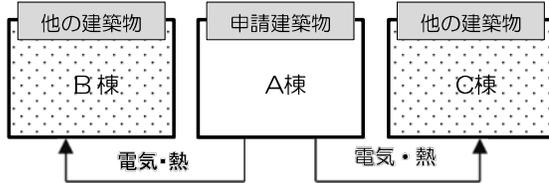
※省エネ適判等において想定される申請イメージ（適合証有の場合）

建築物名	分類	建 物 概 要
A棟	申請建築物	面積13,000㎡、非住宅（事務所）
B棟	他の建築物	面積9,000㎡、非住宅（ホテル）
C棟	他の建築物	面積8,000㎡、住宅（共同住宅）
D棟	他の建築物	面積6,000㎡、非住宅（店舗）

ケース	計 画 概 要
ケース①	A棟、B棟、C棟 新築
ケース②	A棟 計画変更
ケース③	A棟、C棟 計画変更
ケース④	D棟 追加
ケース⑤	A棟 計画変更、D棟 追加

条 件	認定手数料算定	手数料額 計算書
<p>ケース①【A棟、B棟、C棟 新築】</p> 	<p>A棟 手数料別表三 三の(一)の(2)のロ (非住宅部分10,000～ 25,000㎡)</p> <p style="text-align: right;">① 161,000円</p> <p>B棟 手数料別表三 三の(一)の(2)のロ (非住宅部分5,000～ 10,000㎡)</p> <p style="text-align: right;">② 128,000円</p> <p>C棟 手数料別表三 三の(一)の(2)のイ (住宅部分5,000㎡～)</p> <p style="text-align: right;">③ 81,000円</p> <p style="text-align: right;">①+②+③=370,000円</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> <p>手数料額 計算書</p> <p>ケース①</p> </div>

ケース②【A棟 計画変更】



A棟
手数料別表三
四の(一)の(2)のロ
(非住宅部分10,000~
25,000㎡)

① 113,000円

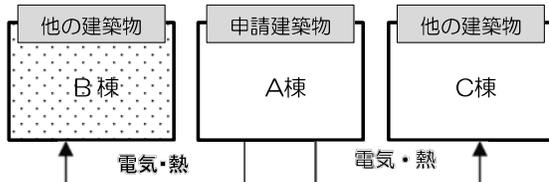
B棟
② 0円

C棟
③ 0円

①+②+③=113,000円

手数料額
計算書
ケース②

ケース③【A棟、C棟 計画変更】



A棟
手数料別表三
四の(一)の(2)のロ
(非住宅部分10,000~
25,000㎡)

① 113,000円

B棟
② 0円

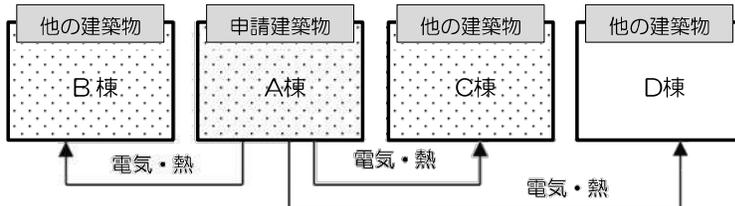
C棟
手数料別表三
四の(一)の(2)のイ
(住宅部分5,000㎡~)

③ 57,000円

①+②+③=170,000円

手数料額
計算書
ケース③

ケース④【D棟 追加】



A棟
① 0円

B棟
② 0円

C棟
③ 0円

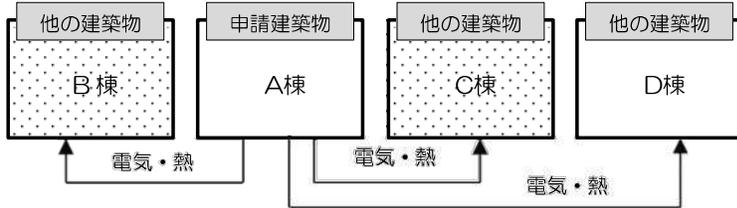
D棟
手数料別表三
三の(一)の(2)のロ
(非住宅部分5,000~
10,000㎡)

④ 128,000円

①+②+③+④=
128,000円

手数料額
計算書
ケース④

ケース⑤【D棟 追加、A棟 計画変更】



A棟
 手数料別表三
 四の(一)の(2)の口
 (非住宅部分10,000~
 25,000㎡)

① 113,000円

B棟
 ② 0円

C棟
 ③ 0円

D棟
 手数料別表三
 三の(一)の(2)の口
 (非住宅部分5,000~
 10,000㎡)

④ 128,000円

①+②+③+④= 241,000円

手数料額
 計算書
 ケース⑤

 : 対象外建築物

ケース①（手数料額計算書）

第1号様式の4（第7条関係）

計画認定申請

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体（複数建築物の認定）
- 2 計画の評価方法 住宅部分：
（該当する□にレを記入） 誘導仕様基準 誘導仕様基準以外
- 非住宅部分：
 モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

		適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物 （住宅部分 の共用部分 の床面積を 除く場合は □にレを記 入）	住宅部分の 床面積の合 計 <input type="checkbox"/> 共用部分 を除く	m ²	円(A)
	非住宅部分 の床面積の 合計	13,000 m ²	円(B)
	合計	13,000 m ²	円
他の建築物	合計	17,000 m ²	円

合計 370,000 円

（注意）

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなした額とする。
- 金額(c)及び(C)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 本様式に別紙を添付すること。

（日本産業規格A列4番）

ケース①（手数料額計算書）

別紙

手数料額計算書（他の建築物）				
手数料額の計算				
			適合証等がある場合	適合証等がない場合
他の建築物 1 （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計		別表 三の三の(一)の (2)のイ	別表 三の三の(二)の (2)のイ
	□共用部分を 除く	m ²	円(a)	円(A)
	非住宅部分の 床面積の合計	9,000 m ²	別表 三の三の(一)の (2)のロ 128,000 円(b)	別表 三の三の(二)の (2)のロ 円(B)
小計	9,000 m ²	(a) + (b) 128,000 円	(A) + (B) 円	
他の建築物 2 （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計		別表 三の三の(一)の (2)のイ	別表 三の三の(二)の (2)のイ
	□共用部分を 除く	8,000 m ²	81,000 円(a)	円(A)
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表 三の三の(一)の (2)のロ 円(b)	別表 三の三の(二)の (2)のロ 円(B)
小計	8,000 m ²	(a) + (b) 81,000 円	(A) + (B) 円	
他の建築物 __ （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計		別表 三の三の(一)の (2)のイ	別表 三の三の(二)の (2)のイ
	□共用部分を 除く	m ²	円(a)	円(A)
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表 三の三の(一)の (2)のロ 円(b)	別表 三の三の(二)の (2)のロ 円(B)
小計	m ²	(a) + (b) 円	(A) + (B) 円	
他の建築物	合計		209,000 円(c)	円(C)

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。

(日本産業規格A列4番)

ケース②（手数料額計算書）

第2号様式の2（第7条関係）

計画変更認定申請

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体（複数建築物の認定）
- 2 計画の評価方法 住宅部分：
（該当する□にレを記入） 誘導仕様基準 誘導仕様基準以外
非住宅部分：
 モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

			適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物 （住宅部分 の共用部分 の床面積を 除く場合は □にレを記 入）	住宅部分の 床面積の合 計 <input type="checkbox"/> 共用部分 を除く	m ²	別表 三の四の(一)の (2)のイ 円(a ^レ)	別表 三の四の(二)の (2)のイ 円(A ^レ)
	非住宅部分 の床面積の 合計	13,000 m ²	別表 三の四の(一)の (2)のロ 113,000 円(b ^レ)	別表 三の四の(二)の (2)のロ 円(B ^レ)
	合計	13,000 m ²	(a ^レ)+(b ^レ) 113,000 円	(A ^レ)+(B ^レ) 円
他の建築物	合計	m ²	(c ^レ) 円	(C ^レ) 円

合計 113,000 円

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定において準用する第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。
- 金額(c^レ)及び(C^レ)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 本様式に別紙を添付すること。

(日本産業規格A列4番)

ケース③（手数料額計算書）

第2号様式の2（第7条関係）

計画変更認定申請

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体（複数建築物の認定）
- 2 計画の評価方法 住宅部分：
（該当する□にレを記入） 誘導仕様基準 誘導仕様基準以外
非住宅部分：
 モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

		適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物 （住宅部分 の共用部分 の床面積を 除く場合は □にレを記 入）	住宅部分の 床面積の合 計 <input type="checkbox"/> 共用部分 を除く	別表 三の四の(一)の (2)のイ 円(a ^レ)	別表 三の四の(二)の (2)のイ 円(A ^レ)
	非住宅部分 の床面積の 合計	13,000 m ² 別表 三の四の(一)の (2)のロ 113,000 円(b ^レ)	別表 三の四の(二)の (2)のロ 円(B ^レ)
	合計	13,000 m ² (a ^レ)+(b ^レ) 113,000 円	(A ^レ)+(B ^レ) 円
他の建築物	合計	8,000 m ² (c ^レ) 57,000 円	(C ^レ) 円

合計 170,000 円

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定において準用する第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。
- 金額(c^レ)及び(C^レ)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 本様式に別紙を添付すること。

(日本産業規格A列4番)

ケース③（手数料額計算書）

別紙

手数料額計算書（他の建築物）

手数料額の計算

			適合証等がある場合	適合証等がない場合
他の建築物1 （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計		別表 三の四の(一)の (2)のイ	別表 三の四の(二)の (2)のイ
	□共用部分を 除く	8,000 m ²	57,000 円(a [〓])	円(A [〓])
	非住宅部分の 床面積の合計		別表 三の四の(一)の (2)のロ	別表 三の四の(二)の (2)のロ
		m ²	円(b [〓])	円(B [〓])
小計	8,000 m ²	(a [〓])+(b [〓]) 57,000 円	(A [〓])+(B [〓]) 円	
他の建築物__ （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計		別表 三の四の(一)の (2)のイ	別表 三の四の(二)の (2)のイ
	□共用部分を 除く	m ²	円(a [〓])	円(A [〓])
	非住宅部分の 床面積の合計		別表 三の四の(一)の (2)のロ	別表 三の四の(二)の (2)のロ
		m ²	円(b [〓])	円(B [〓])
小計	m ²	(a [〓])+(b [〓]) 円	(A [〓])+(B [〓]) 円	
他の建築物__ （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計		別表 三の四の(一)の (2)のイ	別表 三の四の(二)の (2)のイ
	□共用部分を 除く	m ²	円(a [〓])	円(A [〓])
	非住宅部分の 床面積の合計		別表 三の四の(一)の (2)のロ	別表 三の四の(二)の (2)のロ
		m ²	円(b [〓])	円(B [〓])
小計	m ²	(a [〓])+(b [〓]) 円	(A [〓])+(B [〓]) 円	
他の建築物	合計		57,000 円(c [〓])	円(C [〓])

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定において準用する第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 認定された建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る手数料の額は、別表三の三に規定する額とする。

(日本産業規格A列4番)

ケース④（手数料額計算書）

第2号様式の2（第7条関係）

計画変更認定申請

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体（複数建築物の認定）
- 2 計画の評価方法 住宅部分：
（該当する□にレを記入） 誘導仕様基準 誘導仕様基準以外
非住宅部分：
 モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

		適合証等がある場合	適合証等がない場合	
申請建築物 （住宅部分 の共用部分 の床面積を 除く場合は □にレを記 入）	住宅部分の 床面積の合 計 <input type="checkbox"/> 共用部分 を除く	m ²	別表 三の四の(一)の (2)のイ 円(a [〓])	別表 三の四の(二)の (2)のイ 円(A [〓])
	非住宅部分 の床面積の 合計	m ²	別表 三の四の(一)の (2)のロ 円(b [〓])	別表 三の四の(二)の (2)のロ 円(B [〓])
	合計	m ²	(a [〓])+(b [〓]) 円	(A [〓])+(B [〓]) 円
他の建築物	合計	6,000 m ²	(c [〓]) 128,000 円	(C [〓]) 円

合計 128,000 円

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定において準用する第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。
- 金額(c[〓])及び(C[〓])には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 本様式に別紙を添付すること。

(日本産業規格A列4番)

ケース④（手数料額計算書）

別紙

手数料額計算書（他の建築物）

手数料額の計算

			適合証等がある場合	適合証等がない場合
他の建築物1 （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計		別表 三の四の(一)の (2)のイ	別表 三の四の(二)の (2)のイ
	□共用部分を 除く	m ²	円(a [〓])	円(A [〓])
	非住宅部分の 床面積の合計	6,000 m ²	別表 三の四の(一)の (2)のロ 128,000 円(b [〓])	別表 三の四の(二)の (2)のロ 円(B [〓])
	小計	6,000 m ²	(a [〓])+(b [〓]) 128,000 円	(A [〓])+(B [〓]) 円
他の建築物__ （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計		別表 三の四の(一)の (2)のイ	別表 三の四の(二)の (2)のイ
	□共用部分を 除く	m ²	円(a [〓])	円(A [〓])
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表 三の四の(一)の (2)のロ 円(b [〓])	別表 三の四の(二)の (2)のロ 円(B [〓])
	小計	m ²	(a [〓])+(b [〓]) 円	(A [〓])+(B [〓]) 円
他の建築物__ （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計		別表 三の四の(一)の (2)のイ	別表 三の四の(二)の (2)のイ
	□共用部分を 除く	m ²	円(a [〓])	円(A [〓])
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表 三の四の(一)の (2)のロ 円(b [〓])	別表 三の四の(二)の (2)のロ 円(B [〓])
	小計	m ²	(a [〓])+(b [〓]) 円	(A [〓])+(B [〓]) 円
他の建築物	合計		128,000 円(c [〓])	円(C [〓])

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定において準用する第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 認定された建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る手数料の額は、別表三の三に規定する額とする。

(日本産業規格A列4番)

ケース⑤（手数料額計算書）

第2号様式の2（第7条関係）

計画変更認定申請

手数料額計算書

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による申請）

- 1 申請の対象とする範囲 建築物全体（複数建築物の認定）
- 2 計画の評価方法 住宅部分：
（該当する□にレを記入） 誘導仕様基準 誘導仕様基準以外
非住宅部分：
 モデル建物法 標準入力法等

3 手数料額の計算

			適合証等がある場合	適合証等がない場合
申請建築物 （住宅部分 の共用部分 の床面積を 除く場合は □にレを記 入）	住宅部分の 床面積の合 計 <input type="checkbox"/> 共用部分 を除く	m ²	別表 三の四の(一)の (2)のイ 円(a ^レ)	別表 三の四の(二)の (2)のイ 円(A ^レ)
	非住宅部分 の床面積の 合計	13,000 m ²	別表 三の四の(一)の (2)のロ 113,000 円(b ^レ)	別表 三の四の(二)の (2)のロ 円(B ^レ)
	合計	13,000 m ²	(a ^レ)+(b ^レ) 113,000 円	(A ^レ)+(B ^レ) 円
他の建築物	合計	6,000 m ²	(c ^レ) 128,000 円	(C ^レ) 円

合計 241,000 円

（注意）

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定において準用する第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。
- 金額(c^レ)及び(C^レ)には、別紙の他の建築物の手数料合計額を記入する。
- 本様式に別紙を添付すること。

（日本産業規格A列4番）

ケース⑤（手数料額計算書）

別紙

手数料額計算書（他の建築物）

手数料額の計算

		適合証等がある場合	適合証等がない場合
他の建築物1 （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計	別表 三の四の(一)の (2)のイ	別表 三の四の(二)の (2)のイ
	□共用部分を 除く	m ²	円(a [〃])
	非住宅部分の 床面積の合計	6,000 m ²	別表 三の四の(二)の (2)のロ
	小計	6,000 m ²	128,000 円(b [〃])
		(a [〃])+(b [〃])	(A [〃])+(B [〃])
		128,000 円	円
他の建築物__ （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計	別表 三の四の(一)の (2)のイ	別表 三の四の(二)の (2)のイ
	□共用部分を 除く	m ²	円(a [〃])
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表 三の四の(二)の (2)のロ
	小計	m ²	円(b [〃])
		(a [〃])+(b [〃])	(A [〃])+(B [〃])
		円	円
他の建築物__ （住宅部分の 共用部分の床 面積を除く場 合は□にレを 記入）	住宅部分の床 面積の合計	別表 三の四の(一)の (2)のイ	別表 三の四の(二)の (2)のイ
	□共用部分を 除く	m ²	円(a [〃])
	非住宅部分の 床面積の合計	m ²	別表 三の四の(二)の (2)のロ
	小計	m ²	円(b [〃])
		(a [〃])+(b [〃])	(A [〃])+(B [〃])
		円	円
他の建築物	合計		
		128,000 円(c [〃])	円(C [〃])

(注意)

- 「別表」とは、東京都都市整備局関係手数料条例別表を指す。
- 申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項の規定において準用する第35条第2項の規定に基づく申出をする場合は、上記合計に東京都都市整備局関係手数料条例に定める額を加える。
- 「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。
- 認定された建築物エネルギー消費性能向上計画に他の建築物として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る手数料の額は、別表三の三に規定する額とする。

(日本産業規格A列4番)